

市 政 記 者 各 位

財政局税務部課税企画課

公的年金からの個人市県民税の特別徴収の誤徴収について

令和7年8月15日に支給される公的年金からの個人市県民税の特別徴収を停止すべきところ、誤って徴収することが判明しました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、誤って徴収する税額を速やかにお返しできるよう必要な手続きを進めてまいります。

1 原因及び経緯

令和7年8月分の特別徴収を停止する対象者のデータを年金保険者（日本年金機構等）に送信する際に、職員が誤って送信済みのデータを送信したことによるものです。

なお、年金保険者からの処理結果を、市税システムへ取り込む際に、委託業者が処理予定件数と一致しないことに気づいたことから、調査した結果判明したものです。

2 対象者数及び影響額

対象者 5,868 人

誤徴収の合計 64,383,700 円（最少額 100 円、最高額 77,000 円）

3 対応

対象となる方には、お詫び文書・還付通知書を8月5日（火）に送付し、早急に還付できるよう手続きを進めております。

【還付手続きについて】

- (1) 登録口座がある方 <約3,600人>

過去の還付や市税の口座振替などにより口座を把握できている方は、手続きは不要で、登録口座に8月15日（金）に振り込みます。

- (2) 登録口座がない方 <約2,000人>

8月5日（火）に送付した還付通知書に添付している口座振込依頼書の提出が必要で、依頼書の受付後2～3週間で振り込みます。

- (3) 対象者が亡くなられている場合 <約200人>

年金保険者から市への還付対象者の通知を受領後、順次還付通知書を送付します。

4 再発防止

作業手順の見直し、複数職員での確認等を行うことにより、誤りがないよう再発防止に努めてまいります。

【参考】公的年金からの特別徴収の停止について

公的年金からの個人市県民税の特別徴収は、4月、6月及び8月分は令和6年度の税額に基づいて「仮徴収」を行い、令和7年度の税額が確定後、10月、12月及び2月分の「本徴収」で税額の調整を行います。

6年度と比べて7年度の税額が下がり、8月までの仮徴収で本来納めるべき税額より納め過ぎとなる場合などは、8月以降の特別徴収を停止することになります。

この場合、特別徴収の停止を依頼するため、年金保険者へ対象者のデータを送信する必要があります。

【問い合わせ先】

財政局税務部課税企画課 荻野
TEL：092-711-4209（内線1620）